

隣保館だより

編集 下樓隣保館 〒689-4526 日野町下樓157番地1

電話：72-1191 (FAX兼)

E-mail: rinpokan@town.hino.tottori.jp



4月からの隣保館体制などについて

4月から、隣保館職員・開館時間が、次のように変わりました

職員体制

隣保館長

指導員

指導員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

生活相談員

開館時間
午前8時30分～午後5時

隣保館の活動

(学習講座)

編み物講座

日時 毎月第2土曜日

午後1時～

場所 老人憩の家(下樓)

講師 安達利子さん

生け花(草月流)講座

日時 毎月第3火曜日

午後7時30分～

場所 下樓集会所

講師 生田清子さん

このほか、クレイフラワー、

ポーセラーツ、料理、陶芸、

木工なども行います。日程は、

毎月の隣保館だよりや町の防

災無線でお知らせします。

町民どなたでも参加できま

す。お気軽に参加ください。

(相談事業)

隣保館では、生活の困りごとなどの相談事業を行っています。

いつでも相談は受け付けています。毎月第1・3水曜日は、相談日として、生活相談員が常駐します。

生活相談、職業相談、人権相談、高齢者問題など、専門機関と連絡を取り合い、問題解決に取り組みます。

相談の秘密は固く守られます。安心してご相談ください。

なお、相談は、電話でも受け付けています。下樓隣保館生活相談員 西村(電話721191)まで

(貸し館事業)

下樓隣保館・集会所、老人憩の家の各施設を、有料で利用できます。

使用料は、1時間100円から150円です。

詳しくは、下樓隣保館にお問い合わせください。

隣保館では、廃油の回収容器を設置しています。不要の食用油をお持ちください

意見交換など活発に

県隣協役員が来館

3月19日、県隣保館連絡協議会(県隣協)の役員16人が、下樓隣保館に来館しました。



これは、県隣協の役員会として開かれたもので、下樓隣保館が県隣協役員を兼ねていることから行われたものです。役員の方々は、日野町に来るのが初めてで、「こんなに遠いとは思っていません」と言う方がほとんどでした。役員会に先立ち、下樓隣保館の活動などを川上館長が紹介し、意見交換も行われました。引き続き、4月に開かれる、県隣保館連絡協議会の総会に向けての議案などが協議されました。

5月の学習講座予定

■編み物 5月9日(土) 午後1時～

会場 老人憩の家(講師：安達利子さん)

■生け花(草月流) 5月19日(火) 午後7時30分～

会場 下樓集会所(講師：生田清子さん)

※花代約1500円が必要ですよ

■クレイフラワー 5月9日(土)・16日(土) 午後1時～

会場 下樓集会所(講師：妹尾仁津美さん)

※材料代約1500円が必要です

▼日程など変更になることがあります。詳しくは下樓隣保館へ

▼どの講座も2時間の予定です。町民どなたでも参加できます

ので、お気軽に参加ください

人権のまちひの

2009年4月

平成20年度 小地域座談会を終えて

小地域座談会は、町人権・同和教育推進協議会の重要な事業の一つです。人権が尊重された安心・安全で幸せな地域社会を築いていこうと、みんなで考え行動を起こすための学びの場として位置づけています。平成20年度は、自治会長さんのご理解と熱意で、過去最も多くの地域で開催されました。この座談会の内容などを報告します。

開催地区数は

平成20年度は、全自治会開催を目標に取り組みを進めましたが、全50地区のうち、36地区（37回）で開かれました。これは、過去7年間では最も多い開催数です。また、開催地区数は、19年度に4地区減りましたが、増加傾向にあると言えます。

特筆すべきは、自治会長の

ご努力と、皆さんのご理解により、久々に開いた自治会や、2回開いた自治会があったことが挙げられます。平成21年

20年度開催自治会の特筆事項	地区数
10年以上ぶりに開いた自治会	2
7年ぶりに開いた自治会	1
6年ぶりに開いた自治会	1
平成20年度に2回開いた自治会	1

度は、より多くの自治会で進めていただきたいと思います。

複数の自治会で合同開催、高齢化やそのほかの理由で、自治会単独開催が年々困難となりつつあるのも現実です。そこで、2つ以上の自治会が、合同で開催する地区が増えています。20年度は、17の自治会が2〜3地区合同で開催しました。

自治会別の開催回数は

過去7年間の開催実績を自治会別に見てみると、最多開催は7年（回）で6地区、全く開かれなかった自治会が1地区ありました。

開催方法も多様

ある自治会では、地区公民館活動の料理教室や青年教室と併せて開いたり、また、ある自治会では、町のぽかぽか教室と併せて開いたところもありました。

特に、高齢者が集える「ふれあいサロン」の開設にむけて検討が始まった自治会もありました。今後は、このような多様な

開催方法や、また地域活動に繋がるような座談会もぜひ検討していただきたいと思います。

話し合いの内容や方法
平成20年度のテーマや話題は、高齢者の人権について話し合っていたかどうかという問いをしましたので、「高齢者問題」を挙げた自治会が圧倒的でした。また、この傾向は、ここ3年ほど続いています。いずれにしても、自分の問題・課題に深く結びつけ話し合うこと、また、憲法が保障

している自由や、基本的人権に対してはどうなのかを検証することなどが大切です。

人権学習は誰か（社会的に弱い人）のためにではなく、人生や家庭の幸せについて、また地域課題の根幹に触れる問題でもあります。これからの地域生活が安心・安全であるために、みんなでどうするかを話し合い、生き方や地域づくりを共に語り合い、共に学ぶ場にしたいものです。（この続きは、次回以降に掲載します）

座談会の例	地域公民館活動（料理教室、青年教室）と併せて開いた
	ぽかぽか教室と併せて開いた
	老人クラブの定例会と併せて開いた
	座談会の中で取り上げられた、「一人暮らしや高齢者のみの世帯の生活不安問題」から、自治会活動として、「ふれあいサロン＝高齢者の集いの場」の開設に向けた具体的な検討を始めた

人権課題など	教材	地区数
高齢者の人権	ビデオ「老いを生きる」	31
高齢者・障がい者・外国人の人権	ビデオ「おじいちゃんのトマト」	4
男と女・仏滅・鬼門・縁談と釣書	ビデオ「山本家の場合」	1
地域づくりと地域の人権課題	ビデオ「平成20年度町人権啓発講演会・研究集会記録」	1